

令和2年度第3回総会（月例）議事録

日 時	令和2年6月26日（金） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （19名）	上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 室屋 智美 横峯 明人
欠席委員 （0名）	
事務局	事務局長 木口屋 主 幹 新地 専門員 井上、矢崎 主 査 安樂、内村、水盛、取達、二俣、渡邊 主 事 塩田 主 任 鮫島、山本、平川
農政総務課	技 師 遠屋
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 6 非農地認定に関する件 7 農地利用変更届出に関する件 8 農用地利用集積計画に関する件 9 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 10 相続税の納税猶予に関する件
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 5 令和2年度第1回農地利用最適化推進合同委員会に係る審議結果について

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第3回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、こちらからご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、仮屋委員、鳥丸委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 2 ページ 8 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず始めに、1 ページ、松元の番号 4 号につきましては、令和 2 年度第 1 回総会において、「買受適格証明願に関する件」で審議済ですので、今回は、報告事項になりますことをお知らせします。</p> <p>まず、吉田、1 8 番委員お願いします。</p>
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、譲渡理由：贈与、譲受理由：受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、1 9 番委員お願いします。</p>
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 2 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、3 番委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 3 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号 4 号、その他、規模拡大、所有権移転、競売。以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、1 1 番委員お願いします。</p>
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 5 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号 6 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号 7 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号 8 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目直しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」7件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地転用事業計画変更申請に関する件</p> <p>3ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地転用事業計画変更申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」喜入の番号14号の案件が、この事業計画に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、喜入、10番委員お願いします。</p>
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更後：建売住宅1棟、変更前：建売住宅2棟、申請事由：一般住宅を建築したい旨の売買要望があったため、権利の種別：所有権移転、許可日：令和元年5月29日、許可番号：農委第0175-3号、別件事変番号2一部継承、別件5条番号14同時申請。</p> <p>番号2号、変更後：一般住宅、変更前：建売住宅2棟、申請事由：承継人が一般住宅とするため、権利の種別：所有権移転、許可日及び許可番号は番号1と同じです。別件事変番号1縮小変更、別件5条番号14同時申請。</p> <p>以上2件は、8ページ5条申請と関連がありますので、読み上げます。</p> <p>番号14号、用途・施設：住家1棟47.20㎡、庭敷地等147.80㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…私道、西…他人畑、南…渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上の件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請者は、当初申請地に建売住宅2棟を建築する計画でありましたが、承継者から1棟分の農地に一般住宅を建築したいという申し出があったため、全体で建売住宅1棟、一般住宅1棟へ計画を変更するものです。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更申請に関する件」2件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号14号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件 4ページ 3件</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」谷山の番号7号及び議題7.「農地利用変更届出に関する件」番号1号の案件が、この第4条許可申請に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸駐車場306.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東…宅地、西…水路、南…私道、他人畑、北…私道、他人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流。</p> <p>番号2号、住家1棟211.79㎡、庭敷地等272.21㎡、東…別件農変申請地、西…別件5条申請地、本人田、他人畑、南…本人田、北…里道、他人畑、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>6ページ、5条許可申請番号7及び18ページ、農地利用変更届番号1と関連がありますので、読み上げます。</p> <p>6ページです。</p> <p>番号7号、用途・施設：通路8.85㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…別件4条申請地、里道、西…他人畑、南…別件4条申請地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>18ページです。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：令和2年7月10日、工事終了日：令和2年12月31日、周囲の状況：東…水路、西…別件4条申請地、他人畑、雑種地、南…宅地、北…里道、他人畑、境界…コンクリート擁壁、高さ…1.0m、作物…野菜、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>転用内容は、4条申請により農地の一部を転用し、一般住宅を建築します。</p> <p>その際出入り口の間口が狭いので、5条申請により出入り口の間口を広げます。最後に、4条申請の残地及び残地に接する1筆を、高低差が生じるため盛土をし、畑として利便性を高めるという内容になります。</p> <p>雨水につきましては、敷地内に側溝を新設して水路へ放流します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、貸資材置場769.00㎡、通路242.00㎡、法面207.00㎡、東・西…他人畑、南…水路、北…宅地、市道、境界…ブロック積、土留、雨水…水路放流。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいまそれぞれ、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」3件及び議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号7号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>又、議題7.「農地利用変更届出に関する件」番号1号につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 5ページ～10ページ 18件</p>	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど谷山の1件につきましては、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」と、喜入の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の16件について審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟101. 85㎡、庭敷地等204. 15㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…里道、西…私道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟70. 38㎡、庭敷地等139. 62㎡、東・北…渡人畑、西・南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟61. 27㎡、庭敷地等165. 73㎡、東…私道、西・北…渡人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、住家1棟48. 85㎡、庭敷地等152. 15㎡、東…市道、西・南…他人畑、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、建売住宅1棟104. 75㎡、庭敷地等109. 25㎡、東・北…渡人畑、西…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、土地の一部に盛り土をしていたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号6号、資材置場490. 00㎡、東…国道、西…里道、南…渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、駐車場160. 00㎡、資材置場776. 00㎡、東・北…山林、西…宅地、南…市道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、谷山支所から北へ約4. 8Kmに位置する第1種農地で、土地改良事業施行地に該当するため、原則転用を許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外である集落接続施設に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号9号、住家1棟43. 32㎡、庭敷地等176. 68㎡、東…宅地、西…市道、南…渡人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、資材置場1, 365.00㎡、東・南・北…山林、西…里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、住家1棟99.37㎡、庭敷地等333.63㎡、東…他人畑、西…市道、南…貸人畑、北…宅地、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号12号、住家1棟146.57㎡、庭敷地等352.43㎡、東…貸人畑、西…宅地、南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、建売住宅4棟385.05㎡、庭敷地等434.95㎡、東…宅地、西…私道、南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、建売住宅1棟91.91㎡、庭敷地等393.09㎡、東…宅地、私道、他人畑、西・南…渡人畑、北…渡人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、宅地分譲669.01㎡、東・南…市道、西…宅地、北…県道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、貸資材置場676.00㎡、駐車場75.00㎡、転回場等1, 373.10㎡、東…山林、水路、西…山林、里道、南…水路、北…山林、他人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、住家1棟153.42㎡、倉庫1棟30.00㎡、庭敷地等271.76㎡、東・西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号8号は、第1種、それ以外は、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」16件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地の番号8号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
議題5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 11ページ 2件	
議 長	<p>次に、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>谷山地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題6. 非農地認定に関する件 12ページ～17ページ 19件	
議 長	<p>次に、議題6.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、40年経過、現況宅地。</p> <p>番号3号、調査結果：通路として約40年経過、現況道路。</p> <p>番号4号、調査結果：住家1棟、17年経過、現況宅地。</p> <p>番号5号、調査結果：1602-31、1606-1：庭敷地として約60年経過、現況宅地、1602-36：通路として約60年経過、現況道路。</p> <p>番号6号、調査結果：通路として約60年経過、現況道路。</p> <p>番号7号、調査結果：住家1棟、99年経過、現況宅地。</p> <p>番号8号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号10号、調査結果：唐竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、調査結果：通路として40年経過、現況道路。</p> <p>番号12号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号13号、調査結果：住家1棟、30年経過、現況宅地。</p> <p>番号14号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、調査結果：雑木・ゴキ竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号17号、調査結果：倉庫1棟、31年経過、現況宅地。</p> <p>番号18号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。 番号19号、調査結果：倉庫1棟、31年経過、現況宅地。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「非農地認定に関する件」19件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農地利用変更届出に関する件 18ページ 3件</p>	
議 長	<p>次に、議題7.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 先ほど谷山の1件につきましては、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の2件について審議していただききたいと思います。 それでは、松元、3番委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>ご報告します。 番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：令和2年7月1日、工事終了日：令和2年8月31日、周囲の状況：東…私道、西…市道、南…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、高さ…2.5m、作物…甘しょ、搬入土…シラス、黒土。 番号3号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：令和2年7月1日、工事終了日：令和2年8月31日、周囲の状況：東・南…宅地、西…河川管理道路、北…私道、境界…土留、高さ…0.83m、作物…甘しょ、じゃがいも、搬入土…シラス、黒土。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農地利用変更届出に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題 8. 農用地利用集積計画に関する件 19 ページ～37 ページ 36 件	
議 長	<p>次に、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>22 ページ、番号 4、5 号につきましては、1 番委員自身が、31 ページ、番号 21、22 号につきましては、12 番委員自身が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、1 番委員、12 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、1 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（1 番委員離席後）</p> <p>それでは、番号 4、5 号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明します。</p> <p>資料の 22 ページ・23 ページをお願いします。</p> <p>番号の 4 号、地目、現況ともに田、面積は計 59 m²、権利の種類は使用貸借権、区分：新規。</p> <p>番号の 5 号、地目、現況ともに田、面積は計 859 m²、権利の種類は貸借権、区分：新規。</p> <p>令和 2 年 6 月 30 日公告予定です。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」の番号 4、5 号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、1 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。12 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（1 番委員着席、12 番委員離席後）</p> <p>それでは、番号 21、22 号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>引き続き、議事参与の制限の案件について、ご説明します。</p> <p>資料の31ページをお願いします。</p> <p>番号の21号、地目、現況ともに田、面積は計950㎡、権利の種類は賃借権、区分：更新。</p> <p>番号の22号、地目、現況ともに田、面積は計704㎡、権利の種類は賃借権、区分：更新。</p> <p>令和2年6月30日公告予定です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」の番号21、22号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、12番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(12番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>残りの32件及び先ほどの4件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の19ページをお願いします。</p> <p>「議案第8号」、令和2年6月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ただいまの分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>集計表の右下の合計欄になります。</p> <p>所有権2件、2筆、1,286㎡ 賃借権18件、29筆、29,756㎡ 使用賃借権16件、28筆、22,473㎡ 合計36件、59筆、53,515㎡です。</p> <p>なお、資料の20ページ～37ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題9. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 2件	
議 長	<p>次に、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、松元、3番委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、直木町上園地区にあり、松元支所から南西へ約2kmに位置し、東は里道、西・南・北は他人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部近接地であるが、県の除外対象要件にあたることから、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>次に、6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町花立地区にあり、松元支所から北東へ約2kmに位置し、東・西は他人畑、南は宅地、北は他人畑、市道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」2件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 10. 相続税の納税猶予に関する件 38ページ 1件	
議 長	次に、議題 10. 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、13番委員お願いします。
13番委員	資料の38ページをお開きください。 この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除する、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。 相続開始年月日は平成22年12月20日でございます。申請者は被相続人の子でございます。今回が4回目の発行でございます。 申請は、令和2年5月27日に提出され、6月15日に私、15番委員、事務局職員4名の計6名で現地を調査いたしました。 調査しました申請農地1及び2は続き地で、露地植えやビニールハウスで野菜を耕作されておりました。 露地には、深ネギ、赤ジソ、人参、エダマメ、カボチャ、里芋、トウモロコシ、白菜が作付けされておりました。 また、ビニールハウスは5棟あり、シシ唐、大根、小松菜、大葉、赤ジソ、スイカ、カボチャ、ナス、キュウリ、トマト、山東菜、インゲンマメが作付けされておりました。 従いまして、番号1及び2の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたします。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 10. 「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。 議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 39ページ 1件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、吉野、13番委員お願いします。
13番委員	報告します。39ページです。 照会日：令和2年5月27日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年6月3日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 40ページ～41ページ 7件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	資料の40ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合、農業委員会に届出を要するものです。 今回の届出件数は、7件、登記地目別では、田 6筆 2, 269㎡、畑 13筆 4, 695㎡、その他 0筆 0㎡、計 19筆 6, 964㎡ 「取得した事由」は、「相続」が7件、「権利の種類」は、所有権が7件。 「農業委員会によるあっせん等の希望」は、有が1件、無が6件です。 次の41ページは、届出の内容です。お目通しをお願いいたします。
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 42ページ～51ページ 30件	
事 務 局	次に、42ページをお開きください。 報告事項3、農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内の農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決により処理したものです。 第4条関係は、「一般住宅」1件、「駐車場」1件で、合計2件です。 43ページは届出の内容です。お目通しをお願いいたします。 元に戻っていただき42ページをお願いします。 第5条関係は、上から順に「一般住宅」19件、「共同住宅」3件、「駐車場」2件、「その他」4件で、合計28件です。 資料の44ページ～51ページは、第5条の届出の内容です。 お目通しをお願いいたします。

4. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料3		
議	長	次に、報告事項4「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事	務	局
		<p>報告事項4 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず、二段書きの上の段の4月分については、訪問戸数23戸、うち不在1戸、調査回答戸数27戸、貸出希望1戸30.00アール、借入希望、貸出実績、借入実績及び中間管理事業活用実績は、ともにありませんでした。</p> <p>なお、訪問戸数23戸に対して調査回答戸数27戸となっておりますが、令和2年3月以前に最初に訪問した際不在であって、4月の再訪問で回答を得られた案件につきましては、令和2年3月以前の最初の訪問月に「戸数」としてカウントしています。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数3,679戸、うち不在241戸、調査回答戸数3,434戸、貸出希望188戸4,156.87アール、借入希望38戸1,859.00アール、貸出実績14戸198.46アール、借入実績7戸78.98アール、中間管理事業活用実績46.17アール。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>最後に、令和2年4月実績につきましては、4月9日以降新型コロナウイルス感染拡大により活動を休止したため、通常月より件数が大幅な減となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
5. 令和2年度第1回農地利用最適化推進合同委員会に係る審議結果について 別冊資料4		
議	長	次に、報告事項5「令和2年度第1回農地利用最適化推進合同委員会に係る審議結果について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>それでは各地区推進協議会において審議しました、鹿児島市農地利用最適化推進合同委員会の第1号・2号議案の審議結果について報告します。</p> <p>出席委員につきましては、37人中36人の出席でございます、全委員の過半数を満たしております。</p> <p>次に議事の結果についてですが、</p> <p>第1号議案 令和元年度鹿児島市農業委員会事業について</p> <p>第2号議案 令和2年度鹿児島市農業委員会の重点活動方針（案）について</p> <p>いずれも過半数の賛成で承認されましたので報告します。</p> <p>農業委員の皆様には本日、お手元の通知文でもって報告させていただきますが、推進委員の方々につきましては、本日郵送にてご案内します。</p> <p>以上で報告事項5に係る説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>（議事終了：午前10時50分）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事務局	<p>・令和2年度第4回総会（月例）開催日時は、 7月28日（火）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時52分）</p>

鹿児島市農業委員会総会

議 長

議 事 録 署 名 者

1 4 番 委 員

1 5 番 委 員